

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 4 年 8 月 18 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 3 監査の対象

1 対象部局等

総務部	総務課、経営企画課、文書情報課、管財課、防災安全課、地域コミュニティ課
市民生活部	市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課、国保年金課
健康福祉部	福祉課、生活支援課、介護保険課、高齢者支援課、保育児童課（ごじょう保育所）、元気づくり課、子育て支援課
都市整備部	都市計画課、建設課、上下水道課、上下水道施設課
観光経済部	観光推進課、国際・交流課、産業振興課
教育部	社会教育課、学校教育課、文化財課、文化学習課（中央公民館、市民図書館）、スポーツ課
議会事務局	議事課
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
会計課	
監査委員事務局	

2 範囲

- (1) 令和 3 年度における財務及び事務の執行状況
- (2) その他事務事業の執行状況

第 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置くとともに、工事に係る入札の執行状況、基金の運用状況及び補助金交付事務等を監査重点項目として定め実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等を審査するとともに、必要に応じて所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

2 審査の日程

令和4年6月28日から令和4年8月9日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行ったその他の指導・助言についても、併せて改善を図られたい。

1 共通事項

文書・会計事務について

補助金の交付申請の日付が不適切なもの（地域コミュニティ課）、請求書の提出が遅れているもの（高齢者支援課）が見受けられたため、各課におかれても交付申請、請求書等の日付や支払い事務については、適正に処理をされたい。

2 個別事項

(1) 地域運営支援助成金について（地域コミュニティ課）

各自治会及び校区自治協議会（以下「自治会等」という。）の決算報告を見ると、翌年度への繰越金が増加している。これはコロナの影響と思われる。

助成金は、自治会等の活動の維持・活性化を目的とするものである。したがって、事業の中止等により費用が削減された場合は、返還を求めるのが基本である。

しかし、補助金の交付要綱等の整備が不十分なため、繰越の限度額の設定もされず漫然と繰越額が増加している実態である。地域コミュニティ課においては、交付要綱等の整備を進めるとともに、自治会等の自主的な活動を推進するために市の指導の下に繰越金の適正な執行を求めるべきである。

(2) いきいき情報センターの管理の一元化について（管財課）

令和3年度第1期定期監査及び行政監査の指摘事項「いきいき情報センターの管理の一元化」について、令和4年6月9日付で措置方針の通知を受理した。この通知において、「令和4年度中に結論を出す必要がある。」との方針を示し

ているが、令和5年度当初から実施できるように早急に対処されたい。

(3) 太宰府北寿苑跡地の活用について（環境課）

令和2年度第1期定期監査及び行政監査の指摘事項「太宰府北寿苑跡地の活用について」の措置方針について、令和4年6月9日付で通知を受理した。この通知において、今後地元との協議を継続し、当該跡地の活用について検討を進めるとのことであるが、このような状況が長期に継続すれば、多額の管理経費がかかることとなり、遊休地の有効な活用の観点からも早急な解決を図られたい。

第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

- 1 本市は、平成2年12月に「太宰府市環境基本条例」を他市に先駆けて制定し、条例に基づく環境基本計画を策定している。さらに、令和3年6月25日に「太宰府市気候非常事態ゼロカーボンシティ宣言」を発出した。その中で、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現を目指すことを宣言している。

このような中、より具体的な施策が求められている。その財源として環境基金の活用も検討されたい。

- 2 住宅新築資金等貸付事業にかかる公債積立金については、太宰府市住宅新築資金等公債償還積立金条例第1条に基づき積み立てられているが、取り崩されることもなく現在に至っている。当該基金設置の背景等を配慮の上、有効な活用方法を検討されたい。